

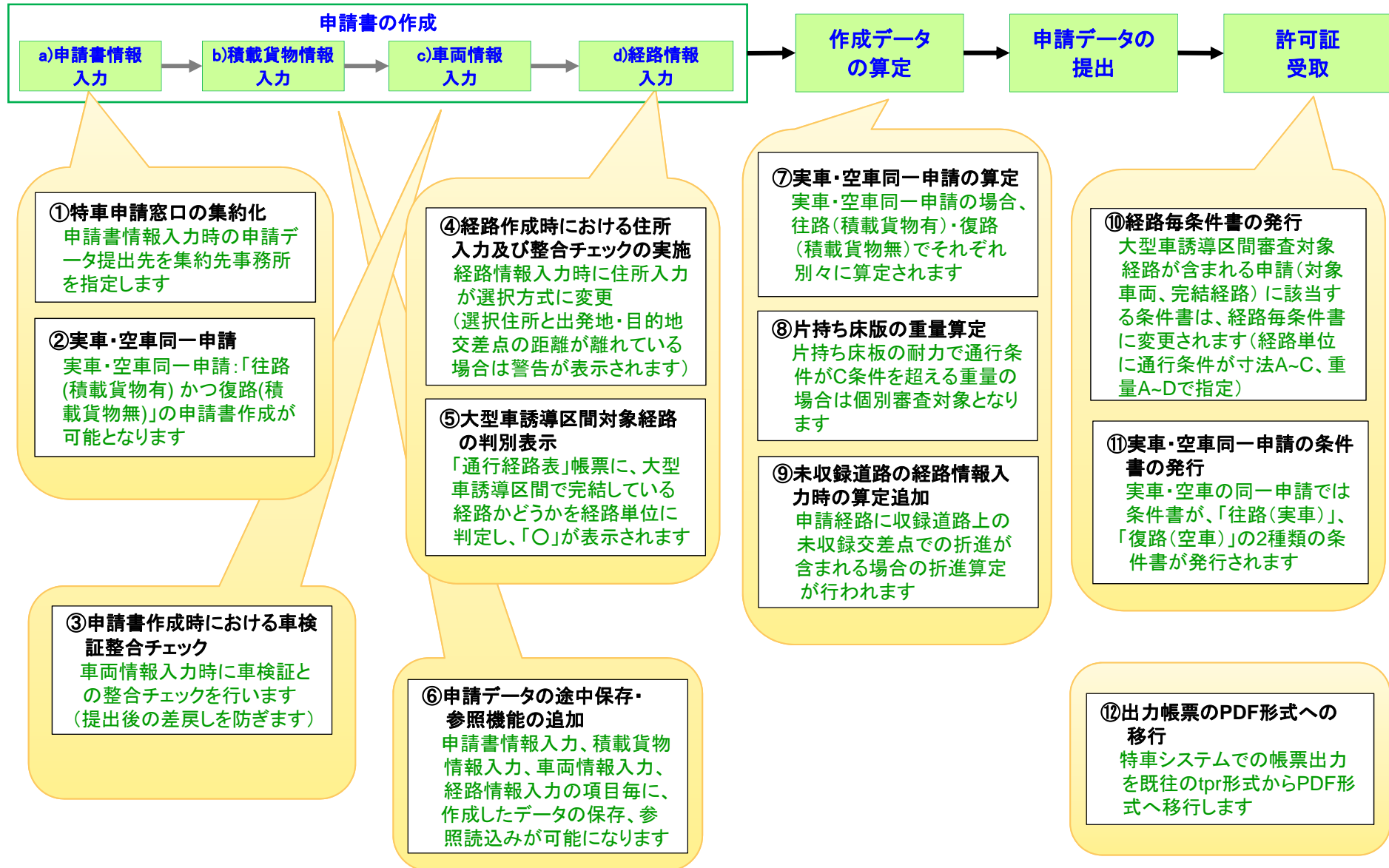
平成26年度システム改修の概要 (申請者向け)

- (1) システム改修に伴う全体概要
- (2) システム改修の改良ポイントと留意事項
- (3) その他(スケジュール)

平成27年3月19日

関東地方整備局 道路部 交通対策課

(1) システム改修に伴う全体概要



(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<申請書の作成時 ①>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
①	<p>特車申請窓口の集約化</p> <p>※詳細は操作マニュアルの3.1.4章 3-18頁を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から特車審査体制の集約化の開始に伴い、提出先窓口事務所が一部統合 集約元事務所※1が発行した許可の更新・変更申請を行う場合は、集約先事務所※2を指定して申請書を作成 窓口集約化に関する更新情報は、PRサイトのお知らせ及び申請支援システムの「提出先窓口指定」画面に掲載
② ⑦	<p>実車・空車同一申請</p> <p>※詳細は操作マニュアルの3.1.2章 3-4頁を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 往復申請で、「往路が実車(積載貨物有)かつ復路が空車(積載物貨物無)」の同一申請を行えるように改修 実車・空車同一申請の申請書を作成する場合には、申請書入力方法選択画面上の該当箇所のチェックボックスにチェックを入れてから、申請書入力又はFD読み込みを実施 (電子申請書作成システムでは、申請書類に関する内容画面で、チェックを入れる) 実車・空車同一申請では、「特殊車両通行許可申請書」帳票の通行区分の欄に、メッセージを表示 <p>※入力方法: ・往路が空車(積載貨物無) ・復路が実車(積載貨物有) の場合は、</p> <p>出発地、目的地を入れ替えて申請経路を作成して下さい。</p>

申請書入力方法選択

申請書の入力方法を選択してください。

FD読み込み
 申請書入力

往復申請で復路は積載貨物なしの場合、以下のチェックボックスをチェックしてください。

往路(積載貨物あり)かつ復路(積載貨物なし)を申請する

選択 リセット 前画面へ戻る

申請書入力方法選択画面のスクリーンショット

特殊車両通行許可申請書(新規)

申請書入力方法選択画面のスクリーンショット

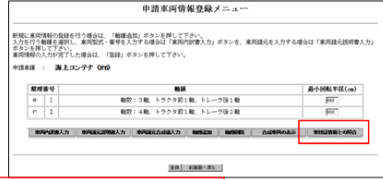
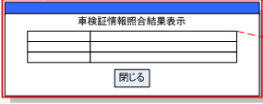
特殊車両通行許可申請書(新規)の帳票

通行開始年月日	平成18年1月24日	〒114-0012
通行終了年月日	平成19年1月23日	住所 東京都北区王子手町1-2-3-9ABビル
車種区分	一般セミトレーラ(その他)	会社名・氏名 ABC運輸株式会社 印
代表者名	特車 太郎	TEL 03-0000-0000
担当名	特車 花子	TEL 03-0000-0000
車名及び型式	トラック	車種区分 路線
積載貨物	幅 100 cm 高さ 100 cm 長さ 100 cm	品名 積載物
車体寸法	総重量 最大積載量 最小積載量 総軸重 長さ	
車体寸法	幅 高さ 最小総重量 最大積載量 最大総重量	
通行区分	往路(積載貨物有) 復路(積載貨物無) 往路復路 編路	
更新又は変更履歴	更新内容 年月日 許可番号 車両台数 経路区分 変更事由	
新規時	- - - - -	
更新時	- - - - -	

※1:集約元事務所:特車申請の審査を実施しない事務所、※2:集約先事務所:複数事務所の審査を集中的に行う事務所

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

< 申請書の作成時 ② >

No.	項目	改良ポイントと留意事項
③	申請書作成時における 車検証整合チェックの 実施 (申請データの事前 チェック) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ※詳細は操作マニュアルの 3.3.4章 3-82頁を参照 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 車両情報入力時にて車両諸元情報入力後の必須チェック項目として「車検証情報との整合」確認ボタンを追加（車検証情報との整合チェックが未実行の場合は、登録ボタンを押下後に、アラートメッセージが表示されますので、必ずチェックを行ってください） 申請書の登録データに不備がある場合には、申請書作成情報の登録時に、再度エラーメッセージを表示 <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">  <ul style="list-style-type: none"> ・車検証チェックの結果、アラート事項がある場合、別ウィンドウ(タブブラウザの場合は別タブ)で、車検証情報整合チェック結果表示画面を表示する。 ・申請者は同チェック画面を参照しながら、車両諸元情報の修正入力を行う。 </div> </div>
④	経路作成時における住所 入力及び整合チェッ クの実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ※詳細は操作マニュアルの 3.5.1章 3-87頁を参照 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 経路情報入力時（デジタル地図入力／交差点番号入力）において、住所入力を選択式に変更 出発地住所と開始交差点、目的地住所と終了交差点の距離が1km以上離れている場合は、警告を表示（住所が選択入力の場合のみ実施）

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

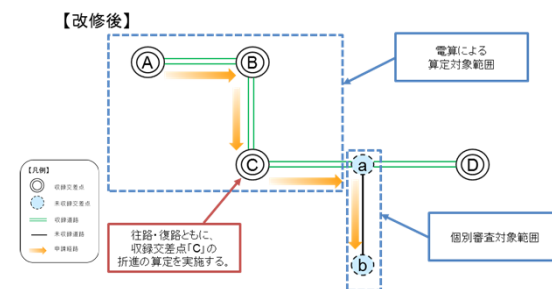
< 申請書の作成時 ③ >

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑤	<p>大型車誘導区間対象経路の判別表示</p> <p>帳票：「通行経路表」</p> <p>※詳細は操作マニュアルの10.5.5章 10-33頁を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書作成時、簡易算定時に出力される通行経路表の大型車誘導区間の完結有無の表示が、経路単位の表示に変更 <p>通行経路表</p> <p>経路番号1の区間について、大型車誘導区間以外が含まれていることを示す。</p> <p>経路番号2の区間について、大型車誘導区間で完結していることを示す。</p> <p>※詳細は操作マニュアルの10.5.5章 10-33頁を参照</p> <p>既往システムでは全ての経路が大型車誘導区間完結経路である場合に○を表示</p>
⑥	<p>申請データの途中保存・参照機能の追加</p> <p>※詳細は操作マニュアルの3.7章 3-103頁を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行システムでは申請書情報、積載貨物情報、車両情報、経路情報が全て入力されている状態での保存のみを対象としたが、改修後は入力途中であっても保存することが可能 途中保存したデータ (binファイル) 及び過去に許可されたデータ (tksファイル) から申請書情報、積載貨物情報、車両情報、経路情報の各項目毎にデータを参照して、入力データの読み込み (再利用) が可能 (各入力画面上に、「読み込み」ボタンを追加) 読み込み時は各パート毎の登録データを全て参照するため、複数登録データがある場合には、読み込み後に不要なデータは削除する必要があります <p>※保存先は、ご利用のパソコンの中となりますので、判別可能なファイル名を付けて保存してください</p> <p>積載貨物情報入力</p> <p>積載貨物情報読込選択</p> <p>指定した過去の申請データを入力画面に反映する</p> <p>入力済みの内容があった場合は上書き反映する</p>

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

＜作成データの算定(簡易算定)時＞

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑧	片持ち床版の重量算定の変更	<ul style="list-style-type: none"> 経路情報入力時に許可限度重量が片持ち床版で決まるスパンは、通行条件Cの限度重量を超過する場合に個別審査と判定される（「CD・個別審査箇所一覧」では個別審査扱いとなり、C条件の限度重量が表示される） 申請書作成上の入力項目の追加等は生じない
⑨	未収録道路の経路情報入力時の算定追加	<ul style="list-style-type: none"> 申請経路に収録道路上の未収録交差点での折進が含まれる場合、該当の未収録交差点の直前の収録交差点における折進の算定は、現行システムでは実施されていなかったが、改修後は実施される 改修前後で、同一の作成経路であっても、従前と異なる通行条件となる場合がある



(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<許可証受取時>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑩	経路毎条件書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書の車両・経路の条件によって、出力帳票が変更（下表の帳票出力パターンを参照） ● 大型車誘導区間審査対象申請（対象車両、完結経路）である場合、条件書の通行条件が、記述の形式から、「経路毎（条件書）」の表形式で発行（※経路単位の審査結果に変更） ● 寸法A~C、重量A~Dの表示に変更となるため、「通行条件の区分」の説明帳票を確認する ● 実車・空車の同一申請である場合、条件書を「条件書（往路）」、「条件書（復路）」の2種類を発行（※往路、復路で審査結果は異なる） ● 走行時には発行された条件書をすべて携行する <表 帳票出力パターン>
⑪	実車・空車同一申請の条件書の発行	

条件書(経路毎)

経路毎条件書 第00000号
申請年月日 平成27年5月1日
道路管理者 関東地方整備局

---経路毎の大型車誘導区間で完結する申請---

経路区分	寸法	重量	通行時間	備考
1	F	B	0	085~249
2	F	B	0	085~249
3	F	C	C	085~249
4	F	C	C	085~249
5	F	C	C	085~249
6	F	C	C	085~249
7	F	C	C	085~249
8	F	C	C	085~249
9	F	C	C	085~249
10	F	C	C	085~249
11	F	C	C	085~249
12	F	C	C	085~249

※通行条件(A~D)については、別紙「通行条件の区分」を参照してください。
※通行時間(時間)「通行」の欄は必ず記載してください。

パターン	車両・経路の条件		出力帳票				
	車両	経路	経路毎条件書 通行条件区分の説明	現行条件書	現行条件書 (往路)	現行条件書 (復路)	通行の際の 留意事項
1	大型車誘導区間 対象車両	全ての経路が 大型車誘導区間で完結	○				○
2		一部の経路が 大型車誘導区間で完結	○				○
3		経路が大型車誘導区間で 完結しない	○	○			○
4			○		○	○	○
5	大型車誘導区間 対象車両以外	全ての経路が 大型車誘導区間で完結		○			○
6		一部の経路が 大型車誘導区間で完結		○			○
7		経路が大型車誘導区間で 完結しない			○	○	○
8					○	○	○
9						○	○
10						○	○
11				○			○
12				○			○

特種車両通行 許可証 申請書 (新規)

申請年月日 平成27年5月1日 申請番号 9125-0001
通行開始年月日 平成27年5月1日 通行終了年月日 平成27年5月3日 住所 東京都中央区日本橋町 3-21-1

申請区分 建設機械 代表者名 株式会社 代表者名 株式会社
車種番号 車名及び型式 車種区分 区域 車種番号 特殊車種 TEL 03-555-5555
トラック1 トラック2 トラック3 トラック4 トラック5 トラック6 トラック7 トラック8 トラック9 トラック10
重量 高さ 長さ
幅員 長さ 高さ 長さ
幅員 長さ 高さ 長さ

申請区分 建設機械(建設) (建設のみ) 許可証区分 建設

更新又は変更経緯

申請年月日 申請番号 申請区分 申請区分 変更事由

申請区分 申請番号 申請区分 申請区分 変更事由

特種車両通行 許可証 申請書

申請年月日 申請番号 申請区分 申請区分 変更事由

申請区分 申請番号 申請区分 申請区分 変更事由

条件書(往路)

経路毎条件書 第00000号
申請年月日 平成27年5月1日
道路管理者 関東地方整備局

1. 通行経路のうち、次の区間の経路、道路の区間のうちこれらに関する通行の経路(以下「通行経路」といふ)は、本条件書に記載したとおり通行するものとする。

2. 通行経路のうち、幅員が4.5m以上5.5m未満の区間を通行するときは通行する。

3. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

4. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

5. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

6. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

7. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

8. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

9. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

10. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

11. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

12. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

通行条件の区分

区分	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	通行等の特別の条件を付さない。	通行等の特別の条件を付さない。
B	通行および通行禁止を条件とする。	通行等を条件とする。
C	通行、通行禁止および当該区間の前後に誘導帯を配置することと条件とする。	通行および当該区間の前後に誘導帯を配置することと条件とする。
D	通行、通行禁止および当該区間の前後に誘導帯を配置し、かつ、当該区間に他車両が通行しない状態である場合に通行することと条件とする。	道路管理者が別途指示する場合は、その条件に附する。

注「通行禁止」は、2区分以上の特種車両が混行して通行し、高架の道路等の同一区間を渡ることを禁止する措置をいふ。

条件書(復路)

経路毎条件書 第00000号
申請年月日 平成27年5月1日
道路管理者 関東地方整備局

1. 通行経路のうち、次の区間の経路、道路の区間のうちこれらに関する通行の経路(以下「通行経路」といふ)は、本条件書に記載したとおり通行するものとする。

2. 通行経路のうち、幅員が4.5m以上5.5m未満の区間を通行するときは通行する。

3. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

4. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

5. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

6. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

7. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

8. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

9. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

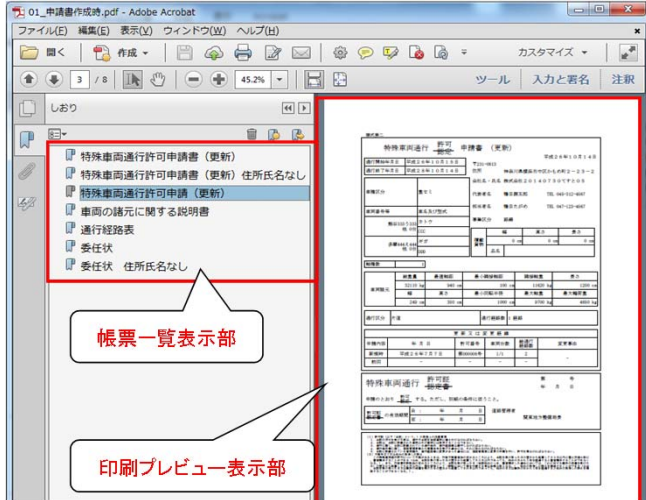
10. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

11. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

12. 通行経路のうち、長さ(幅員)が10m以上の区間を通行するときは通行する。

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<その他全般>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑫	出力帳票をPDF形式へ移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 特車システムの出力帳票を、これまでのtpr形式からPDF形式に移行 ● PDFファイルの章単位の印刷は、Acrobat Readerのしおり機能を用いて従前通りの選択印刷が可能 ● 特車システムを利用しているパソコンに、Acrobat Reader (Ver8.0以上を推奨)がインストールされていることが必要 <div data-bbox="1144 560 1787 1062" style="text-align: center;">  <p>帳票一覧表示部</p> <p>印刷プレビュー表示部</p> </div> <div data-bbox="315 986 600 1059" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※詳細は操作マニュアルの10.1章 10-1頁を参照 </div>

(3) その他（スケジュール①）

※1 システム改修に伴う操作マニュアルの改訂版をPRサイトのダウンロードページより、3/18(水)19時から先行して提供開始

※2 オフライン用プログラム(電子申請書作成システム、道路情報便覧表示システム、道路情報便覧付図表示システム)は、道路情報便覧データ更新作業と合わせて、3/27(金)19時からダウンロード提供開始

※3 H27年度の年次更新作業を、3/27(金)18時～3/30(月)9時に実施

この期間中は、以下の機能を停止します。

- ・申請データの作成
- ・申請データの送信
- ・申請状況照会メニュー画面の閲覧
- ・許可証のダウンロード

⇒年次更新作業前までに申請データの提出が済んでいない申請は、年次更新作業後に再度経路チェックを行い、作成経路が不連続となる場合には経路を修正してください。

(3) その他 (スケジュール②)

※4 システム追加機能実装のため、特車システムを停止致します。

＜メンテナンス作業を行う時間＞

- ・平成27年3月20日(金) 18時00分 ~ 3月23日(月) 9時00分
- ・平成27年3月27日(金) 18時00分 ~ 3月30日(月) 9時00分

＜停止する機能＞

- ・申請データの作成
- ・申請データの送信
- ・申請状況照会メニュー画面の閲覧
- ・許可証のダウンロード

※5 システム追加機能については、3/30(月)9時から、ご利用いただけます。

※6 特車審査体制の集約化に伴う、提出先窓口指定の変更は、4/1(水)9時から運用を開始
⇒詳細情報については、申請支援システムの 提出先窓口指定画面に掲載中

提出先窓口指定

提出先道路管理者と提出先窓口を指定してください。

<p>提出先道路管理者 関東地方整備局 <input type="button" value="選択"/></p> <p>提出先窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 関東地方整備局 大宮国道事務所 関東地方整備局 北宮国道事務所 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 関東地方整備局 東京国道事務所 関東地方整備局 特設国道事務所 関東地方整備局 鎌倉国道事務所 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 関東地方整備局 長野国道事務所 関東地方整備局 長野国道事務所 	<p>オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを特車車両オンライン申請受付システムへ送信してください。 ただし、この申請データ以外の書類を窓口事務所に持参していただく場合があります。 H26年度から能代、湯沢では申請を受け付けておりません。</p> <p>【注意】平成27年度からの審査体制集約化について 平成26年度内の申請については、提出時期や処理状況等により年度内であっても集約先事務所から問い合わせや補正等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">- 特車車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について</p>
--	--